

第三章 手續

第三章 手続

指定工事業者は、独自に水道工事業を営む者であるが、水道事業の運営と密接に関連する給水装置工事について、水道法（第16条の2）に基づき市から適正施行能力を認められ指定を受けた者であるので、法令や給水条例、規程等で定めた取扱いを熟知し、円滑な事務処理のもとに的確な工事を行うことはもちろん、商慣習その他社会条理に沿った健全な営業を行い、指定工事業者に対する住民の信頼を裏切ることのないよう、心がける必要があります。

第1節 指定工事業者が施行する給水装置工事

給水装置は、水道事業者の配水管と直結して設けられるものであり、その中の水は水道事業者が配水した水と一体のものです。従って、給水装置の構造・材質が不適切であれば、水道の利用者は安全で良質な水道水を受けられなくなり、水道施設の管理や公衆衛生に重大な影響を及ぼすなど、水道事業の運営に密接に関連しているものです。このことから、市では給水の適正を保持するため給水装置の設計及び工事は、市又は市が適正な工事を施行できる者として認めた者（指定工事業者）が施行することとしています。

1 工事施行範囲

指定工事業者が施行できる給水装置工事は、配水管の分岐部以下です。

2 工事の種類

給水装置工事とは、給水装置の設置又は変更の工事で、次の種類があります。

(1) 新設工事

新たに給水装置を設置する工事

(2) 改造工事

給水管の増径、管種変更、水栓の増設など給水装置の原形を変える工事

(3) 撤去工事

給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事

(4) 修繕工事

原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓などの部分的な破損箇所を修理する工事

3 工事の受注

水道工事は、家屋改築工事等の土木・建築工事と同様、請負契約に基づいて工事を行うことが一般的です。

請負契約とは、当事者の一方が、ある仕事を完成することを約し相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約することをいい、この契約を結ぶことにより工事申込者（注文者）と工事施行者（受注者・請負人）は、相互に一定の権利及び義務（債権・債務）（注1）を得ることになります。

また、請負契約を締結し、（注2）工事の申し込みを受けることを工事の受注といいます。

なお、給水装置工事の施行者を市又は指定工事業者に限定しており、需要者が施行者を選定する範囲が狭められているので、指定工事業者は極端な客の選り好みなどをして、需要者の工事申し込みに不便をかけることのないよう配慮しなければなりません。

(注1) 注文者の権利：完成物の引渡しを受けること。

注文者の義務：報酬を支払うこと。

請負者の権利：報酬の支払いを受けること。

請負者の義務：完成物を引き渡すこと。(契約(仕様書)に従い給水装置工事を行うこと。)

(注2) この契約の内容は、契約自由の原則に基づき当事者間の自由意志に基づいて決定されるものではあるが、給水装置工事は飲料水という社会生活に最も密着したものを供給するための設備に関する工事であるので、安全、確実に経済的かつ適正な工事の提供ということを十分に認識して契約を締結しなければならない。

3.1 受注

指定工事業者は工事の申し込みを受けたとき、注文者の要求内容を正確に把握し、適正な工事を行うよう配慮するとともに次の事項を確認することが必要です。

(1) 市の施行承認を得ることができる工事であること。

(2) 他人の家屋に給水装置を設置するときは、その家屋の所有者の承諾が得られていること。

(3) 既設の給水装置より分岐するときは、その給水装置の所有者、その他利害関係人の承諾が得られていること(注)。

なお、工事1件の請負代金の額が500万円を超える工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)の定めにより、建設業の許可を得た者でなければ請け負ってはならないとされている。

(注) 水道工事に限らず、家屋建築工事等の工事を行う場合は、あらかじめその工事に関し利害を有すると思われる者(土地、家屋の用益権者、近隣者など)の承諾を得たのちに工事を行うことが社会通念上の一般常識であるので、注文者が不用意にこれらの関係者の承諾を得ずして工事の発注を行い、関係者の権利を侵害することのないよう配慮するものである。

また、請負人としての立場においても、関係者の承諾が得られていることは、工事を円滑に施行するために必要な措置であるといえる。

3.2 見積り

指定工事業者は、請け負おうとする工事の概要が決まったら、当該工事に要する費用を見積り、注文者にこれを提示し契約締結について話し合いを進めることとなります。

水道工事のように工事費の中に労力費(人件費)の占める割合が多いものは、工事費についての紛争が起きやすいので、工事受注に当たっては見積額の提示を行い工事内容について説明し、後日の紛争防止をはかることが必要です。

3.3 契約の締結

注文者の工事申込みを指定工事業者が承諾することにより、請負契約が締結されます。

契約は、契約書を取り交わすことにより当該工事に関する注文者、請負者双方の合意事項を確認し、締結することが一般的であるが軽易な工事については口頭で契約内容を確認し締結される場合があります。

口頭契約は、契約内容の確認が不十分となりやすく、紛争発生のおそれが非常に大きいので工事を請け負うに当たっては、書面により契約内容を確認することが望ましい。

いずれの場合においても契約締結に際しては、使用条件及び請負条件（注1）を明確にし、契約者双方が、この内容を了知し、合意したものでなければなりません。

また、請負契約は、単価契約（注2）、総価契約（注3）に区別され、それぞれの工事費（請負費）の算定方法に差異があるので、契約を締結するに当たっては、いずれの方法によるものであるかを明確にしておく必要があります。

（注1） 使用条件及び請負条件とは、工事を請け負うに当たっての注文者の要求事項及び請負者の要求事項をいい、次の内容を骨子として定められる。

（1）工事の概要 （2）工期 （3）工事費 （4）工事費の支払時期
（5）危険負担 （6）保証期間 （7）その他

（注2） 単価契約とは、各作業や品目などの個々の単価を決めておき、これに出来高を乗じて支払う契約方法をいう。

（注3） 総価契約とは、一連一式工事を完成させるための請負費を総括していくらと定め、契約する方法をいう。

4 完成した給水装置の引渡し

指定工事業者は、完成した給水装置を注文者に引き渡すことにより、請負人としての義務（債務）を履行することとなります。

ここにいう完成した給水装置（以下「完成装置」という。）とは、注文者から提示された施行条件をそなえ、かつ、市から給水を受けることができるものをいいます。

指定工事業者は完成装置を引き渡すに当たり、注文者の立会いを求め、当該工事が請負契約の締結時に示された施行条件（仕様書）に基づいて行われたものであることの確認を受けなければなりません。（この場合、設計変更を行った箇所等、当初の計画を変更した事項を説明し、注文者の確認を得る。）

また、完成装置の引渡しに際し、指定工事業者が注文者に行うべき事項は次のとおりです。

（1）給水装置の完成図（市に提出したものと同様のもの）を交付する。

（2）給水装置の使用法、その他維持管理に必要と思われる次の事項を説明し、又は指導する。

ア 水道メーター、止水栓などの位置を明確にしておき、その上に物など置かないよう指導する。

イ 蛇口コマパッキンの取替など簡易な修繕は、使用者にもできるので、その修繕の方法を説明する。

ウ 漏水の発見方法、漏水の早期予防を指導するとともに、漏水が発生した場合はただちに水道メーター用止水栓で止水し、指定工事業者又は市水道部に通報し、適切な措置をとるよう説明する。

エ 蛇口にゴムホースなどをつけて使用する場合は、使用后必ず取り外しておくよう説明する。

- オ 湯沸器など特殊器具の正しい使い方を説明する。
- カ 受水タンクの清掃など管理を適切に行うよう説明する。

(3) 工事の保証期間について説明する。

なお、請負工事の保証期間は、一箇年とすることが一般的である。(民法637条)

第2節 給水装置工事の申し込み

1 給水装置工事の施行承認及び設計審査

1.1 給水装置工事の施行承認及び設計審査の意義

給水条例第12条

給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「工事」という。)をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

給水条例第13条2項

指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

施行承認は、給水契約の申込みがなされた際、水道法第16条の定めにより、給水が拒否されることのないよう措置するためである。

なお、承認を得ないで施行した者には、給水条例第44条第1項の定めにより5万円以下の過料が科せられる。

設計審査は、給水装置工事の適正施行を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料及び施行方法が政令第6条及び市の施工基準に適合していることを確認するために行うものである。

市に提出された書類の記入内容及び設計内容に不備又は、支障があると判断した場合は、修正、訂正又は改善方法について指示するので、選任された給水装置工事主任技術者は、指示に従い必要箇所の修正、訂正又は改善を行わなければならない。

設計審査の標準処理日数は3日間です。この3日間には、申請した日と土日祝日は含みません。

書類の補正・修正が生じた期間は標準処理日数に含みません。

申請時に簡易的な確認は行いますが、設計審査ではありません。

1.2 施行承認及び設計審査を要する工事

給水装置の新設、改造及び撤去工事。(修繕工事の取扱いは3章2節23「修繕工事」を参照)

※建て替えなどで、既設の給水装置を工事用として利用するため、給水装置の原形を変える場合は申請が必要です。

1.3 給水装置の新設等の承認等

給水条例第12条第1項の承認等は次の要件を満たす場合に行う。

- (1) 給水装置の分岐に係る配水管又は他の給水管の給水能力の範囲内であること。用水
- (2) 予定使用水量その他使用方法が市長の給水管理に支障を及ぼさないこと。
- (3) 量水器の設置について、給水条例施行規程第17条（水道メーターの設置位置）から第19条（受水タンク以下の装置）までの基準を満たすものであること。

なお、承認に当たり承認要件に適合させるために、市が当該工事の計画変更（構造変更、口径変更、受水タンクの設置等）を指示した場合、その指示に応じなければ承認をしない。

また、当該給水装置の工事場所（設置場所）に「使用見込みのない既設給水装置」がある場合は、給水条例第43条の規程に基づき、その既設給水装置を撤去すること。

1.4 配水管からの給水管分岐又は撤去工事の承認要件等

(1) 承認要件

- ア 給水管の分岐及び配管を行う者は、当該配水管及び他の埋設物に変形、損傷その他異常を生じさせることがないように、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること（施行規則第36条第2号）。
- イ 上記アの技能及び実務経験の確認のため、必要な書類を提示すること。
- ウ 道路の掘削又は復旧工事について実務経験を有すること。
- エ 不陸陥没等、緊急を要する場合は直ちに出勤し必要な措置を行うこと。

(2) 指定事業者の誓約事項

指定事業者は、次の誓約を厳守するものとする。

- ア 工事の施行にあたっては、関係法令、条例等を厳守すること。
- イ 工法その他工事に必要な事項については、市が定める「給水装置設計・施工基準」によること。
- ウ 当該給水装置工事（道路の掘削及び復旧を含む。）に起因する損害賠償等は、申込者（注文者）と連帯して責任を負うこと。
- エ 道路の復旧工事については、道路管理者が定める基準に基づき速やかに施行すること。
- オ 道路占用許可申請手続を市に申込み（委任）した場合、道路管理者に納付する路面復旧費又は監督事務費については、通知により速やかに市へ納付すること。
- カ 当該工事完了後、速やかに分岐、閉止、配管形態及び埋設深度、埋戻し、復旧それぞれの施行状況が確認できる写真を市に提出すること。

1.5 設計審査項目

市は次の項目について、給水装置の構造、材料の基準に適合しているかを審査し、同時に設計にあたって必要な事項が調査されているかを確認します。

(1) 分岐箇所

分岐箇所の適否、配水管又は既設給水管の位置、管種、口径

(2) 使用水量

所要水量、使用形態等、適正な給水管口径及び適正なメーター口径の選定

- (3) 配管
 - 配水管への取付口からメーターまでに使用する給水装置材料及びこれを保護する付属用具について、市の指定したものであること。
 - また、管種、配管位置、構造、管防護（防食、離脱防止、地盤沈下に対する措置等）の適否増径配管の有無
- (4) 逆流防止
 - 逆流防止装置設置位置の適否、吐水口と満水面との間隔の適否等
- (5) 取付器具の適否
- (6) 増圧給水設備の設置位置の適否、政令第6条に定める基準に適合した製品であることの確認、使用形態に応じた逆流防止機器が組み込まれていることの確認
- (7) 所要水量と受水タンク容量との関係
- (8) 止水栓及び水道メーターの設置位置、メーター設置基準の適否
- (9) 同一敷地内既設給水装置の確認
- (10) 集合住宅におけるメーター設置の規則性
- (11) 集合住宅等のメーター点検時の入館方法の確認
- (12) その他必要と思われる事項

1.6 政令で定める給水装置の構造及び材質の基準

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されないこと。
- (4) 水圧、土圧その他荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれのないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

1.6 給水管及び給水用具の指定

市は災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、その構造及び材質を指定しています。

配水管又は他の給水管からの分岐部分から水道メーターまでの部分に使用する材料は次のとおりです。

	名称	規格・仕様	備考
給水管	口径50mm以下		
	波状ステンレス鋼管	JWWA G 119 波状管B	
	ステンレス鋼管	JWWA G 115 鋼管B	原則、波状ステンレス鋼管を使用すること。

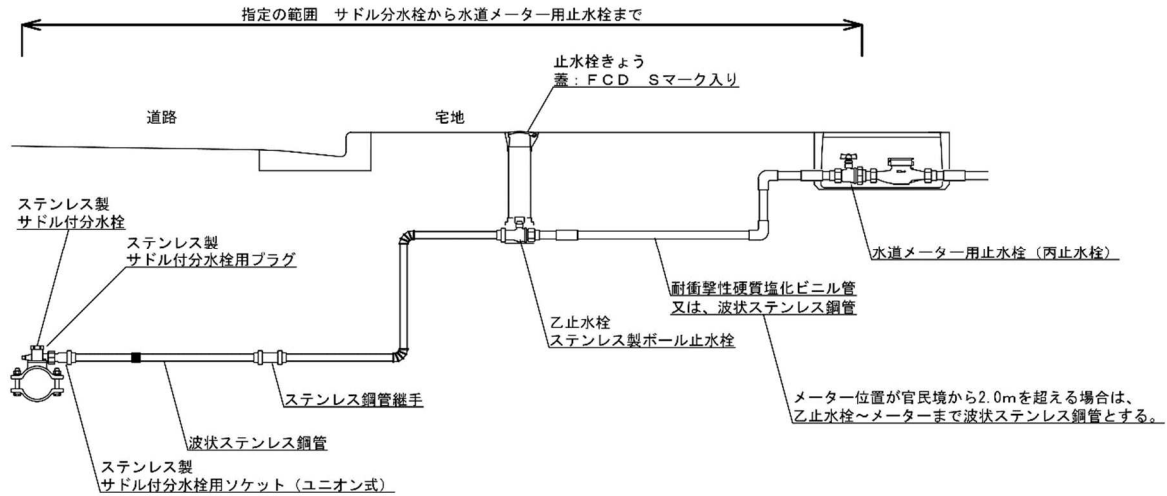
	口径75mm以上			
	ダクタイ ル鋳鉄管	NS形	JWWA G 113	内面塗装はエポキシ樹脂紛体塗装に限る
		GX形	JWWA G 120	
	ダクタイ ル鋳鉄異 形管	NS形	JWWA G 114	
		GX形	東京都水道用配管材料仕様書	
耐衝撃性硬質塩化 ビニル管		JIS K 6741	乙止水栓 2次側に使用できる。	
給 水 装 置	ステンレス製 サドル付分水栓		JWWA規格	防食コアを取り付ける
	ステンレス製 サドル付分水栓ソケット		JWWA規格 ユニオン式	メタルパッキンを使用すること
	ステンレス製 サドル付分水栓用プラグ		JWWA規格	
	ステンレス鋼管継手		JWWA G 116 水道用ステンレス鋼管継手	伸縮可とう式かつ溝付け用ワンタッチ式
	乙止水栓		ステンレス製ボール止水栓 B-HIVP 左開き	(注1)
	水道メーター用 止水栓 (丙止水栓)	13~25 mm	逆止弁付ボール伸縮止水栓 開閉防止機能付き 蝶ハンドル	(注2)
		30~50 mm	ボール伸縮止水栓 丸ハンドル	
	割T字管		耐震型割T字管	
	T字管		JWWA G 121 又は東京都水道用配管材料仕様書	
	ソフトシール仕切弁		東京都水道用配管材料仕様書	
	メーターバイパスユニット		市指定品	
メーターユニット		四章メーターユニット構造・性能規程参照		
付 属 用 具	メーターます			
	メーターセット (複式含む)		止水・逆止弁機能付	
	止水栓きょう		蓋：FCD Sマーク入り	(注3)
	仕切弁きょう		鋳鉄製	

注1：連合給水管や横断箇所や道路上に設置する場合は、「B-SSP 左開」又はソフトシール仕切弁を設置する。（「第四章 14 止水栓設置の取扱い」を参照）

注2：集合住宅等の場合のメーターユニットとなるので「各戸メーター設置条件」を参照。

注3：止水栓きょうのマークは「乙止め止水栓」がステンレス製ボール止水栓の場合に「S」を表示するものです。止水栓きょうのみ交換する場合で、砲金製の止水栓が設置されている場合は「水」マークの蓋を使用してください。

給水管の指定材料例



1.8 工事施行承認及び設計審査の申込方法

以下の提出書類を記入し、工務課給水係の受付に提出すること。

(1) 提出書類

- ア 「給水装置（新設・改造・撤去）工事施行承認申込書」（様式1、以下「工事申込書」という。）及び設計図
- イ 「貯水槽水道（設置・変更・廃止）届」
給水装置工事に関連して、受水タンクの設置、変更（取替）又は撤去する場合は、必要事項を記入して提出すること。
- ウ 関連書類

(2) 手数料

給水条例第38条第3号に定める設計審査手数料を納入すること。

なお、同号に定める「全面改造工事」とは、分岐部からメーターまでの給水管を全面的に布設替する工事をいい、「その他の工事」とは、全面改造工事以外の改造工事及び撤去工事をいう。

- ア 新設又は全面改造工事 1件につき 1,800円
- イ その他の工事 1件につき 1,000円

分岐工事を伴う場合、給水条例第38条第1号の手数料2,800円もかかります。
この費用はしゅん工時に納入をすること。

手数料は原則として、申請時に支払いを行うこと。
【抜粋】 条例第38条（手数料） 手数料を申請の際に徴収する。

(3) 記入方法

ア 工事申込書

(表面)

① 標題

工事申込書表題の(新設・改造・撤去)の工事種別について、当該工種を○で囲むこと。

② 年月日

提出日を記入すること。

③ 工事場所

工事箇所の住所(所在地)を記入すること。

④ 申込者

工事を申し込む者(注文者)の住所、氏名、電話番号を記入し押印すること。

なお、法人(官公署、会社、学校等)の場合は、法人名及び代表者名を併記し、押印すること。

官公署の場合は、当該装置を維持管理する職にある者を代表者としても良い。

(市は、ここに記入する申込者が当該水道所在地の給水装置所有者と判断します。

別途定める所有者変更の届出(3節1届出(3))の提出があった場合をのぞく。)

⑤ 利害関係人

利害関係人がいる場合は、その者の同意を得て該当箇所に住所、氏名を記入し押印すること。

⑥ 指定給水装置工事事業者 住所・氏名(代理人)

指定給水装置工事事業者の住所、名称、代表者名(法人の場合は代表者)、電話番号を記入し押印すること。

⑦ 指定給水装置工事事業者 指定番号

指定番号を記入すること。

⑧ 給水装置工事主任技術者 氏名

施行規則第36条第1号に基づき、指定給水装置工事事業者に指名された給水装置工主任技術者の氏名を記入し押印すること。

なお、主任技術者は市に選任(登録)した技術者であること。

⑨ 水道使用用途

用途を記入すること

⑩ 給水方式

直圧直結以外は枠内の3直、増圧、受水タンクの当該箇所を○で囲むこと。

⑪ しゅん工予定

予定日を記入すること。

⑫ 分岐工事予定日

予定日を記入すること。

(裏面)

① 案内図を添付し、施工箇所を図示(赤塗り)すること。

イ 工事設計図

四章 給水装置設計・施工基準「23 設計図及び完成図の作成」により作成すること。

ウ その他資料

給水装置の形態により、承諾書、流量計算書、メーター設置表、水質検査結果等の書類を提出すること。

(4) 提出方法

工事申込書を袋とじにし、設計図及びその他資料を入れ提出すること。
資料が多い場合は封筒などを綴じこんで資料を入れること。

(5) 設計審査期間

設計審査の標準処理日数は3日間です。

この3日間には、申請した日と土日祝日は含みません。

書類の補正・修正が生じた期間は標準処理日数に含みません。

申請時に簡易的な確認は行いますが、設計審査ではありません。

1.9 水栓番号

市は給水装置の管理のため、メーター毎に水栓番号を付番しています。

工事申込時又は設計審査後に水栓番号を通知しますので、完成図に反映してください。

(1) 付番の方法

ア 新設の給水装置：新しい水栓番号を付番

申込時に付番を行いますが、集合住宅や連合管など数が多い場合は、設計審査後に水栓番号を通知します。

イ 改造の給水装置：既設の番号を継続、または新しい番号を付番

既設の水栓番号がある場合でも、分岐を新たに行う場合は新しい番号を付番します。

(2) その他

分岐工事を行う場合、給水管に対する明示措置によりサドル部分及び止水栓筐に「分岐番号票」の取り付けが必要です。分岐番号票には水栓番号を表示します。

1.10 その他手数料について

道路占用手続を市に委任する場合は手数料が必要です。申込時に納付してください。

(1) 道路占用許可申請手続代行(国道・都道等)の手続料

1 件につき 11,000円

1.11 留意事項

(1) 設計審査に合格しなかった場合は、当該工事に着手してはならない。着手したした場合、条例及び規程の定めにより、指定の取消等の処分を受けることがある。

(2) 設計審査合格後において、工事内容の変更を必要とした場合は、「4 工事変更等の取扱い」によること。

1.12 利害関係人の同意について

市は給水装置の申込に際し条例第12条に基づき、利害関係人の同意がある事を確認します、利害関係人とは施行規程により次のとおりです。

- (1) 申込者と所有者が異なる家屋に給水装置を設置するとき。
- (2) 申込者と所有者が異なる土地を通過して給水装置を設置するとき。
- (3) 申込者と所有者が異なる給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

なお、既設給水管の増径に関しては施工規程で定めていませんが、他の給水装置の水量水圧に直接影響するものであるため、同じ給水管を利用している方と利害関係が発生します。

申込には申込者の誓約事項として、工事に関する利害関係人の同意はすでに申込者が得ていること、利害関係人その他から異議のあった場合には、全て申込者の責任において解決することを定めており、トラブルが起きた場合は申込者で解決していただく必要がありますので、利害関係がある場合は申込書への記入又は別途同意書等を取り交わしておくことを強くお勧めします。

利害関係人の同意は、工事の施工時及び施工後の紛争を未然に防ぐことを目的とするものであり、利害関係人の記名押印の有無は給水契約を拒む理由とはしていません。あくまでも利害関係についての責任は申込者にあり、市はこれに関与することはなく、また責任も負いません。

1.13 その他

道路占用許可申請書、公共下水道施設築造工事施工承認申請書、排水設備等工事計画届出書には水道部の確認印が必要です。

必要な場合は、申請時に申し出てください。

2 給水管取り付け（分岐）工事の申し込み

配水管からの分岐工事は現地立会いをします。立会いは施行予定日の3日前までに所定の用紙に必要事項を記入して申し込んでください。

市の立会いは原則として耐圧から削孔までなので、その他の部分確認は「給水管（取付・撤去）工事主任技術者チェック表」（以下「主任技術者チェック表」という。）により主任技術者が確認し、後日、工事写真と共に提出すること。

2.1 立会いを行う工事

配水管に、給水管を取り付ける工事

2.2 立会い時の確認事項

- (1) サドル分水栓の取り付け状況
- (2) サドル分水栓から乙止水栓までの耐圧確認（第四章 21 耐圧試験（1）を参照）
- (3) 削孔状況、切粉の排出・処理状況
- (4) コアの挿入確認
- (5) 主任技術者の立会いの下で作業を行っている状況

耐圧の確認

- ① サドル分水栓取り付け状態で耐圧確認 0.75MPa 5分
- ② サドル分水栓から止水栓まで布設した状態で耐圧確認 0.75Mpa 1分

2.3 申込方法

設計審査終了後、分岐工事の申し込みを行うことができる。

施工日の3日前までに（土日祝日を含まず）申込をしてください。

「指定給水装置工事者分岐工事申込書」に必要事項を記入し、給水係へ提出すること。

なお、申込書には道路管理者の検印が必要です。

検印がない（国道、都道及び私道等）場合は、提出時にその旨を申し出ること。

施行規則第36条第2号による、技能（実務経験）の証明を指示された場合は、「分岐及び配管施工者実務経験証明書」に確認資料を添付し提出すること。

施行規則第36条第2号による、技能「適切に作業を行う事が技能を有する者」は平成20年3月21日付建水発第0321001号「給水装置工事事業者の指定制度の適正な運用について」において次のように例示されています。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
- ② 職業能力開発推進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発推進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④ 財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者
確認は次の書類等で行います。

ア 50mm下の場合

（ア）公益財団法人給水工事技術振興財団が発行する合格証書等の写し

- ・「給水装置工事配管技能者証（カード）」（平成29年度～）
- ・「給水装置工事配管技能検定会合格証書又は合格者証（カード）」（平成28年度まで実施）の写し（全国標準検定A・B・分岐穿孔のみの検定）

（イ）他都市での実務経験を証明できるもの（証明書など）の写し

例：東京都水道局発行「分岐穿孔実務経験者確認証」

（ウ）その他、実務経験を証明できるものの写し

給水装置工事配管技能者認定協議会により認定された資格

職業能力開発促進法（第24、44条の規定による検定合格証書等）

※配管のみの資格の場合は分岐（せん孔）が作業できないので注意すること。

イ 75mmから350mmまでの場合

（ア）東京都が発行する「配水管工講習会終了証（手帳）」の写し（ただし、耐震継手講習を終了していること。）。

（イ）日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証」の写し（ただし、耐震継手の配水管技能者として登録されていること。）

なお、一般社団法人日本ダクトイル鉄管協会等の講習会修了証は原則不可とする験を確認できると思われるものは、受付担当者へ確認すること。

ウ 耐震型割T字管の場合（75mmから150mmまで）

耐震型割T字管により分岐する場合は、上記アによる「せん孔」とイによる「耐震継手管」の務経験が必要となるので、注意すること。

エ その他

次のものは、実務経験を証明する確認書類として使用できないので注意すること。

（ア）過去に東京都が発行した「給水装置配管技能者証」及び「給水装置技術者証」

（イ）国が発行する「給水装置工事主任技術者証又は免状」

2.4 立会い日時等

- (1) 閉庁日の立会いは行いません。
- (2) 工事当日の朝に必ず給水係に連絡をしてください。
また、立会いが出来る状況になったら再度連絡をお願いします。
- (3) 立会い日時を変更する場合は速やかに市の担当者に連絡し調整すること。
この場合、申込書の再提出は必要ありません。

2.5 給水装置工事主任技術者の立会

配水管からの給水管の取り付け又は撤去時には、当該工事の設計及び設計監理、施工に関する技術上の管理を行う主任技術者(指名された主任技術者)又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いが必要です。

2.6 施行後の提出書類

給水管の取り付け又は撤去工事完了後は、分岐配管状況及び埋設深度、埋戻し、道路部分の復旧状況等が確認できる「工事写真帳」及び「主任技術者チェック表」を提出すること。

2.7 注意事項

本市で埋設されている配水管は布設年度により内面塗装が違うので、穿孔する管を事前に管理図等で確認し、対応する刃を使用すること。

ア 平成7年度まで モルタルライニング管

イ 平成8年度から 内面エポキシ紛体塗装管

管理図表記例

H07	Φ○○○	→モルタルライニング
H08	Φ○○○-K	→内面紛体塗装
H0	Φ○○○-NⅡ	→ //
H0	Φ○○○-NS	→ //
H0	Φ○○○-GX	→ //

3 しゅん工手続き及び工事検査

給水条例第13条2項

指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

給水装置工事が完了したら速やかにしゅん工の手続きをとってください。

給水装置の構造・材質は、政令第6条に定められており、この基準に適合しない場合には、水道法第16条の規定により、市は給水の拒否又は停止することができます。市においては、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合し、かつ、適正に施行されることを確保するため、その施行は、市又は市が指定した指定工事事業者が施行することとしています。

また、指定工事事業者が施行する場合には、当該給水装置が政令で定める構造及び材質の基準に適合していることの確認や、工事に関する技術上の管理等の職務を誠実にを行う義務は給水装置工事主任技術者にあると水道法に定められています。

なお、給水装置工事を完了した旨の連絡は施行規程第二十三条三号の規定により、主任技術者の職務です。

3.1 指定事業者の自主検査

給水装置工事主任技術者は給水装置工事完了後、次により自主検査を行い、工事の適否を確認しなければならない。

(1) 完成図（市に提出予定のもの）により、次の事項を確認すること。

ア 管の延長

イ 管の埋設深度

ウ 管の接合方法

エ 分岐、屈曲、径落し箇所及び工法

オ 逆流防止機器の設置状況、吐水口空間の確保及び器具の取付方法

カ メーター設置基準及びメーターますの設置状況

キ クロスコネクションがないこと

ク 給水管防護方法

ケ 「給水装置設計・施工基準25 設計図及び完成図の作成方法」により、完成図が正しく作成されていること

コ 完成図と現地の相違が無いことの確認

(2) 給水装置の構造及び材質が、政令第6条及び市施工基準に適合していることを確認すること。

(3) テストポンプにより耐圧検査を行い、漏水及び変形、破壊その他の異常がないことを確認すること。なお、テストポンプによる耐圧検査は次による。

ア 丙止水栓より下流側の装置

通常の使用状態における水圧、ウォーターハンマーによる水撃圧等を考慮し、給水装置にわり得る最大水圧として1.75MPa（17.5kg/cm²）（管種により安全な最大水圧）の圧力を1分保持し、水圧記録計により水圧を主任技術者が確認すること。

なお、受水槽以下装置を給水装置に切り替える場合の試験水圧は0.75MPaとする。

(4) 残留塩素測定等、次の項目の確認を行うこと。

項目	判定基準
残留塩素（遊離）	0.1mg/L 以上
臭気	観察により異常でないこと。
味	//
色	//
濁り	//

(5) 誤配管（クロス配管）の防止、吐水状況及びメーターの逆取付がないことを通水により確認を行うこと。

3.2 しゅん工手続き、工事検査の申込み

この工事検査は、給水条例第13条第2項の規定に基づき、指定事業者が施行する給水装置工事が完了したときに、市が行う検査であり、給水係に申し込むこと。

(1) 提出書類

ア 完成図（用紙：再生紙と同等以上のもの）	2部（注1）
イ 給水管（取付・撤去）工事主任技術者チェック表（注2）	1部
ウ 給水装置工事自主検査チェック表	1部
エ 工事写真	
オ 水道使用開始申込書（注3）	

（注1）製図用和紙等についても引き続き使用することが可能です。

用紙については「23 設計図及び完成図の作成方法」を参照

（注2）分岐工事を行った場合は提出

（注3）水道を即使用する場合は提出

(2) 検査手数料

検査の申込時に、給水条例第38条第4号に規定する工事検査手数料を納入すること。

なお、同号に規定する「全面改造工事」及び「その他の工事」の摘要区分は、本節1.9(2)設計審査の取り扱いと同じである。

ア 新設又は全面改造工事 1件につき 2,800円

イ その他の工事 1件につき 2,200円

(3) 分岐工事を伴う給水装置の新設又は改造の承認があった場合の手数料

分岐工事の承認は設計審査時に行っているが、手数料徴取の取り扱いとして、市では実際に分岐工事が行われたのちに手数料の徴取を行っている。

分岐工事があった場合は次の手数料を納入すること。

ア 分岐工事を伴う給水装置 1箇所につき 2,800円

3.3 検査日時

検査申込は、検査希望日の3日前までに（土日祝日を含まず）担当者と調整をし、申込をしてください。

工事検査（現場検査）は原則、月・火・木・金曜の午後に行います。

原則として、しゅん工手続き時に日程を決めます。

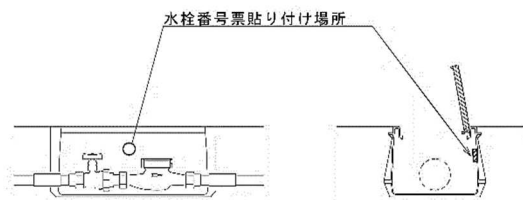
余裕をもってしゅん工手続きを行ってください。

宅地開発事業における水道の検査は、「宅地開発等の完了検査」時に行います。

日程は、申込者にご確認ください。

3.4 水栓番号標及び取り付け場所

水栓番号標を必要に応じて支給するので、現場検査までに取り付けること。
取り付け場所はメーターボックスの内面とする。

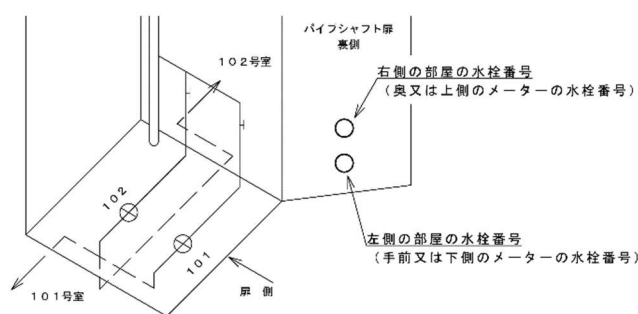


水栓番号標



パイプシャフトの場合は扉の裏側に取り付ける。

パイプシャフトに複数のメーターがある場合は下図を標準とする。



3.5 メーターの出庫

原則として、しゅん工手続き時にメーターを出庫します、指定事業者により現場検査までに当該給水装置へ取り付けを行ってください。

集合住宅や30mm以上のメーター出庫の場合、事前に用意しておきますので3日程度前までに給水係へ連絡し引取日の調整をお願いします。

上記に寄らない場合は次による。

- (1) 取り付け後、即使用を開始する場合（工事用で使用など）
しゅん工手続き時に「水道開始申込書」に必要事項を記入し提出すること。
- (2) メーターを設置しない場合
メーターを設置しない旨を申し出ること。（丙、乙止水栓共に閉じておくこと。）
- (3) 口径変更やB Pテストのため、しゅん工手続き前にメーターが必要な場合
 - ア 配管工事や増径工事が完了した日以降に交換可能とする。
 - イ 給水契約者（水道使用者）の利便性を考慮し、しゅん工手続き前にメーターを出庫することも可能なため、3日前まで給水係に申し出て出庫日の調整を行うこと。当日の申し出によるメーターの出庫は行わない。
 - ウ 新メーター設置後、速やかに既設メーターを返却すること。
 - エ メーターを出庫した日より、変更後の口径かつ下水道ありの料金が適用されます。

年度末の最終日はたな卸業務のため、水道メーターの出庫を行っていません。
メーター出庫を伴うしゅん工手続きは避けて頂けるようご協力をお願いいたします。

3.6 検査の内容

(1) 完成図審査

市は提出された完成図（しゅん工図）に基づき、設計図（申請図）との相違箇所重点を置き、設計審査と同様な審査を行い、完成した給水装置の適否を判断します。

ア 施工方法及び使用材料の適否

イ 図面の記載方法の適否

特に、管、水栓類等の表示記号、口径、延長及びオフセット等に重点をおく。

ウ 立ち上り部分などの防護方法とその使用材料の適否

エ 増圧給水設備を設置した場合は、その設置位置と機種、型番の記載を確認

オ 受水タンクを設置した場合は、その設置位置と容量の記載を確認

カ 水質の確認

自主検査時の残留塩素（遊離）濃度測定値及び測定日

(2) その他確認事項（提出されたチェックシートにより確認する事項）

ア 新設及びメーター下流側を全面的に改造したものは、自主検査時の耐圧検査実施日の確認

イ 自主検査時の通水確認実施日の確認

(3) 現場検査

市は、完成図を基に、主任技術者の立会いの下、当該給水装置が政令第6条の基準及び市の施工基準に適合していることを確認する。

また、市は水質事故やクロスコネクション等を防止するため、以下の点に留意し確認する。

この結果、適合していない場合は、手直し後、市の再検査を受けること。

ア 通水によりメーターの逆取付や配管・メーターのクロスが無いこと。

なお、メーターを設置しなかったものについては止水栓を開けて出水確認をする（サドルコックの開け忘れがないことの確認及び連合栓すべてに設置しなかった場合は任意の1栓以上で確認する）。

イ 井水を併用している場所については、給水管との接続が無いことを確認するため、メーター部の止水栓を閉止し、止水確認等を行う。

ウ 工場等の給水装置については、特殊な機器（政令6条の基準に適合する製品以外のもの）に接続していないこと、危険な場所への配管が無いことなどを確認する。

エ 増圧給水設備を設置した場合は、機種及び型番を確認する。

オ 受水タンクがある場合は吐水口空間が規定どおり確保されていること、異常警報装置等の措置が十分であることなどを確認する。

カ 水栓番号票が正しく取り付けられていること。

キ 水栓番号、メーター番号が一致していること。複数メーター設置の場合はさらに、部屋番号、水道使用開始申込セットが正しく配布されていることを確認する。

ク 給水管取り出し工事を指定事業者が施行したものは、完成図に記載された止水栓及び分岐位置のオフセットを確認する。

(4) 現場検査の省略

次に掲げる工事の場合、適正な施行を証明できる写真を提出し、市が給水環境に悪影響がないと認めるときは、現場検査を省略できる。

なお、写真は、現場の背景等から当該工事箇所が確認できるものとし、施工箇所、水栓番号、撮影対象、撮影年月日、指定事業者名等を記入した撮影標示板を入れて撮影すること。

- ア 給水栓1つだけの増設工事
- イ 水洗便所の設置のみでタンク給水のもの
- ウ 給水栓、ボールタップ等の給水用機器及びその取付用の設備を撤去する工事
- エ 支分栓の撤去工事（切断箇所の写真）

(5) 再検査

検査において手直し指示を受けたものは、手直し後、再検査を受ける。

必要に応じて確認が可能な複数枚の写真を提出すること。

3.7 給水装置工事主任技術者の立会

現場検査を受ける場合は、当該工事の設計及び設計監理、施行に関する技術上の管理を行った主任技術者（指名された主任技術者）又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いが必要です。（主任技術者は市に選任（登録）した技術者であること。）

3.8 工事記録の作成

水道法施行規則第36条第6号により、指定事業者は施行した給水装置工事（施行規則第13条に規定する軽微な変更を除く。）ごとに、当該給水装置工事を担当した給水装置工事主任技術者に、次による事項の記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保管しなければならない。

- ア 施工主の氏名又は名称
- イ 施行の場所
- ウ 施行完了年月日
- エ 給水装置工事主任技術者の氏名
- オ 完成図
- カ 水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 当該給水装置工事に係る給水装置の構造・材質が政令第6条に基づく基準に適合していること
との確認の方法及びその結果

3.9 留意事項

市が現場検査を行う場合は、申込者又は施工主（所有者）の同意がなければ、他人の土地、家屋等に立ち入ることができないので、指定事業者は事前に説明し、現場検査の実施に支障のないよう調整すること。

3.10 市に提出する資料が遅延する場合等について

再三の指導、指示にもかかわらず工事記録写真を提出しない等、指定事業者が正当な理由なくこ

れに応じない、又は虚偽の報告を行ったことが判明した場合は、「給水装置工事事業者の指定の取消し等に係る調査及び処理に関する要綱により、市から必要な措置が通知されることとなる。

4 工事変更等の取扱い

当初申し込んだ工事の工事内容を変更する場合及び工事を取りやめる場合は、次による。

4.1 工事内容の変更

工事内容を変更する場合、給水装置（新設・改造・撤去）工事変更・取消届（第2号様式）に変更内容が分かる図面を添えて市に提出すること。

ただし、次に該当する工事は給水装置設計変更届の提出を不要とする。

ア 給水機器の増減が1個のもの、ただし給水機器の増により直結給水の階が増える場合は除く。

（3階に給水栓を増やす場合は、3階直結で申請を出しなおすこと。）

イ 配管形態（布設位置、管種等）を大幅に変更しないもの。ただし、メーター設置位置を変更するものは除く。

4.2 工事の全部を取りやめる場合

「給水装置（新設・改造・撤去）工事変更・取消届」（第2号様式）に記入・押印し、提出すること。この場合、設計審査手数料の返却はしない。

4.3 工事の施行延期

しゅん工予定日を1箇月以上延期する場合は、給水係にその旨の連絡を入れること。

5 道路占用許可申請等の諸届

5.1 道路の占用

公道下に給水管を布設する場合は、道路の一定部分を借用することとなり、この借用に当たっては道路管理者に届け出、許可を受けなければならない。この道路の一定部分を借用することを道路占用という。

原則として、給水管の道路占用は、当該給水管の所有者となり、道路占用に関する届出事項その他道路管理者からの指示履行も、所有者が行うこととなっている。

5.2 道路占用許可申請手続

給水管を公道に布設する場合は、道路法第32条の定めにより、事前に道路管理者に対し、道路占用許可申請を行いその許可を受けなければならない。

—道路法第32条（昭和27年法律第180号）—

① 道路に左の各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

二 水管、下水道管、ガス管、その他これらに類する物件

② 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路占用の目的、二 道路の占用期間、三 道路の占用場所、四 工作物件又は施設の構造

五 工事实施の方法、六 工事の期間、七 道路の復旧方法

- ③ 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占有者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められる軽易なもので、政令で定めるものである場合を除くほか、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

この占用手続は、布設する管の所有者が直接道路管理者に行うものであるが、道路の種別により委任を受け、市がこの事務を行う場合もある。

5.3 市道への占用申請

昭島市道路管理者の取扱いに従い作成し、占用を受ける者（又は委任を受けている者）が手続きを行うこと。

5.4 国道・都道・水道局用地及び下水道局用地への占用申請

道路を管理するものより市が占用申請を行うよう指示されている場合は、委任を受けたうえで昭島市が代理で手続きを行います。

市が委任を受ける内容は、各道路管理者の占用規則等に定める占有者の届出事務を行うことでの通りです。

ア 給水管の新設、改造及び撤去に伴う道路占用の諸申請及び占用料免除申請に関すること。

イ 法令、条例により施行される道路工事等のため給水管の移設、改造又は撤去の必要が生じた場合は、必要とする工事を施工すること。

占用許可が必要な場合は、申請者は給水装置工事の申請と同時に占用許可申請の必要書類を作成する。市は、その占用許可申請に係る書類を道路管理者に提出することの委任を申請者より受けるものとする。

なお、道路管理者からの占用許可条件に係る責務は申請者及び指定事業者が負うものとする。

(1) 申請に必要な書類等

ア 道路占用手続委任状 1部

イ 申請図面 カラー普通紙 4部（サイズはA3まで）注1

案内図、平面図、断面図、復旧構造図、給水管構造図及び境石工構造図等

新設管は赤、撤去管は黄色で表示すること。給水管の外径は表-1のとおり

ウ 誓約書

(2) 復旧範囲の確定に必要な書類

仮復旧後の全景写真

※復旧範囲は道路管理者の指示を受けるため。

(3) しゅん工に必要な書類

ア 工事写真 2部

施行要領 26 工事記録写真撮影要領に基づき撮影を行うこと。

舗装表層工は面積が分かるように標尺を入れて撮影すること。

イ 路面復旧面積図 4部

（復旧面積、境石工等の復旧数量を記載すること。）

ウ しゅん工図面 4部

注1 申請図面をCADデータ(jwm又はDXF)で提出する場合、申請図面の提出は確認用として1部で結構です。また管理者から図の修正を指示された場合、軽微な修正は市で行います。(印刷物やPDFの場合、修正の都度、申請者で図を修正していただき、再提出していただきます。)

表-1 給水管の外径 (単位: mm)

口径	ステンレス鋼管	硬質塩化ビニル管	ダクタイル鋳鉄管
13		28	
20	22	26	
25	29	32	
30	34	38	
40	43	48	
50	49	60	
75			93
100			118
150			169

(4) 道路占用申請手数料

1件につき11,000円

占用委任を行うときに支払うこと。

(5) 監督事務費

道路管理者へしゅん工手続き後の清算となります。

実費分の納入通知をお渡しするので、金融機関にてお支払いください。

(6) 委任申請を受け、各管理者への書類等提出までの処理期間

ア 5.4(1)申請に必要な書類等がすべて提出されたのち、市が各管理者へ占用申請書類を提出する標準処理期間は14日間です。

(申請した日と土日祝日及び、書類の補正・修正が生じた期間は標準処理日数に含みません。)

イ 国道・都道及びほかの管理地の占用の許可に要する日数は、各管理者が定めた期間となる。

※占用許可までの標準的な処理期間は、道路管理者が受理してからとされているため、書類の不備補正期間や変更が生じた場合の期間は、標準処理期間に含まれないため、日程の調整には余裕をもって申請すること。

(7) 占用申請の事前相談

占用申請を市に委任する場合は、事前に相談をお願いします。

手続き方法について説明を行います。

6 道路使用許可申請手続、各企業等への諸届

6.1 道路使用許可申請手続

指定事業者は、給水装置工事に伴って道路を掘削又は使用する場合は、事前に所轄警察署に対して道路使用許可申請を行い、許可を受けなければならない。

道路使用許可申請書（警視庁様式）は2部作成し提出し、そのうち1部が道路使用許可証として交付される。

なお、申請に当たっては、道路占用許可書の写しを添付する又は、事前に道路管理者から道路占用許可申請書受付済印を道路使用許可申請書に受けること。

6.2 その他手続、連絡及び調整

指定事業者は、必要に応じて次の手続、連絡等を行わなければならない。

ア 消防署に対する届出

工事に伴って道路の通行止めをするなど、消防活動上支障を及ぼすおそれのある場合は、事前に所管消防署に届出て許可を受けること。

イ 現場付近住民への説明等

（ア）工事着手に先立ち、現場付近住民に対し、工事内容について具体的な説明を行い、工事の施工について十分な協力が得られるよう努めること。

（イ）給水管の分岐工事等に伴い断水する場合は、断水する各戸へ断水前日までに次の事項を含め連絡し了解を得ること。

①断水月日、時間 ②断水理由 ③通水後の注意 ④工事名とその連絡場所

ウ 公有水面の使用

都、市又はその他の機関で管理している水路などに給水管を伏越し又は上越しするときは、各公有水面管理者に対して申請を行い、管理者の承認を得ること。

エ 各企業等との調整

電気、ガス、下水等、他の工事と同じ箇所給水装置工事を施行する場合は、施行時期及び道路復旧等について、事前に各工事施行者間で調整し、注文者の負担を軽減させるよう配慮すること。

オ 他の埋設物に対する措置

（ア）工事施行に当たっては、各企業、他所管に属する地下埋設物の種類、規模、位置等を工事実施日の原則2日前（土・日・祝日を除く）までに照会して把握しておくこと。

（イ）工事箇所にガス管、電線及び電話線等が埋設されている場合は、損傷を与えないよう十分注意して施行するとともに、工事実施日の原則2日前（土・日・祝日を除く）までに各企業管理者の受付部署へ連絡し、立会依頼を行うこと。

また、指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

6.3 工期等を変更する場合の措置

ア 道路使用許可証の工期、日時及び作業帯等の変更する又は、超えるような事態が生じた場合は、速やかに所轄警察署に報告し、指示に従うこと。

イ 断水工事を伴う工事で、断水日時及び区域の変更が生じた場合は、速やかに付近住民に説明し、了解を得た後に施工すること。

なお、断水作業を行う場合は、事前に昭島市水道部へ報告し協議すること。

7 工事用その他一時使用を目的とした申込

工事用とは家屋等の新築・改築等の工事現場において一時的に給水を必要とする場合、新規の取り出し又は既設の給水装置を利用し、散水用の給水栓を1箇所設置する工事で、引き続き本設用の工事を予定している場合のものです。

排水設備に接続する給水装置を設けるものは対象になりません。

7.1 工事用の手続き

申込方法やしゅん工手続きは一般の給水装置工事と同様です。

同節、給水装置工事の申し込み1～4を参照してください。

工事用として申請を行うものは申込書の水道使用用途を「工事用」とし、排水設備に接続をしないことを明確にしてください。

7.2 工事用申請の特例

ア 現場検査は市がパトロール検査を行い、原則として主任技術者の立ち合いは求めません。

ただし、過去検査においてメーターの逆取付けや図面の修正を複数回指示されている指定事業者は立会検査とし、しゅん工手続き時申し伝えます。

イ 水道使用用途が「工事用」で排水設備に接続されていないものは、上水道のみの料金が適用されます。

(参考) 申請の流れ

